

忍野村 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 4 月

忍野村通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

本村においては、長年にわたり学校関係者やPTAの役員の方々と行政が連携を図りながら通学路の安全点検を実施しておりましたが、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「忍野村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

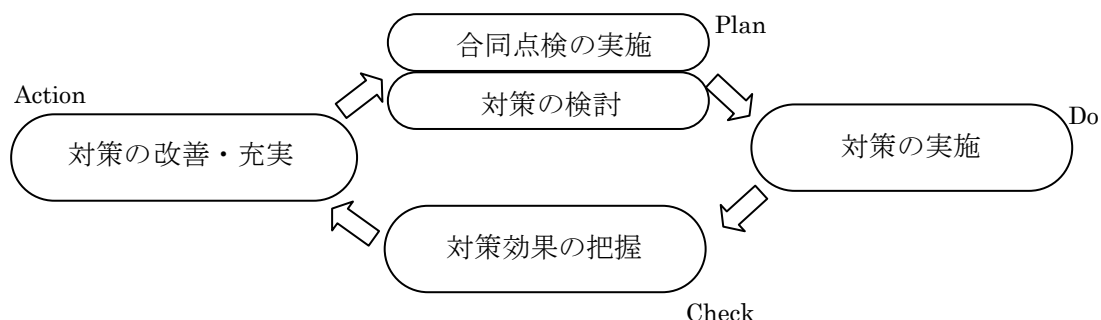
- | | |
|------------|----------------|
| ・ 忍野村教育委員会 | ・ 忍野村役場建設課 |
| ・ 忍野村役場総務課 | ・ 忍野小学校教頭 |
| ・ 富士吉田警察署 | ・ 忍野小学校 PTA 会長 |
| ・ 山梨県県土整備部 | |
| 富士・東部建設事務所 | |

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○危険個所の把握等

- ・危険個所調査を実施します。(※小学校環境整備部の協力により、全保護者へ危険個所を把握する為のアンケート調査を実施する。)
- ・学校、保護者、地域住民、自治会、一般ドライバー等からの危険個所の連絡を随時受け付けます。

○合同点検の実施時期等

- ・1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、夏期に行います。
- ・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校、保護者、道路管理者、警察、地域の方々等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかに対策を必要とする箇所については、対策を検討する。また必要に応じて交通規制や交通安全教育等についても検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・保護者等へのアンケートの実施 など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の作成

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、協議検討を行うための資料とします。